

# 見附市議会基本条例 検証結果報告書

令和 8 年 3 月

見附市議会 議会運営委員会

## 【1. はじめに】

見附市議会基本条例（以下「条例」という）は、平成20年6月に設置された第1次活性化検討委員会以降、複数期にわたる議会活性化検討委員会において継続的に協議が重ねられ、第5次活性化検討委員会で素案を確定し、パブリックコメントを実施し条例案の確定を行い、令和4年3月定例会において可決、成立し、令和4年4月1日に施行された。

条例では、議会及び議員の活動原則、市民参加及び市民との協働、議員と市長等との関係、議会の体制強化などを定める見附市議会の最高規範である。

このたび、議会運営委員会では、条例の理念及び原則が議会活動の中でどの程度具体化されているかを確認し、今後の改善につなげるため、令和6年度の議会活動を中心として検証を行った。

本報告書は、検証チェックシートに基づく評価結果を整理するとともに、成果と課題を明らかにし、今後の議会運営及び議会改革に資することを目的として取りまとめたものである。

## 【2. 検証の経緯】

本委員会では、条例各条項について、「何をやったら達成したことになるか」「実際に行った活動」「足りていない活動・課題」の3つの観点から整理し、各会派で協議した内容も踏まえて、委員会の総意として「検証結果報告書」を取りまとめた。

検証体制	議会運営委員会、議長、副議長（検証チェックシートを基に協議・整理）
検証対象	見附市議会基本条例 各条項に基づく令和6年度の議会活動
検証方法	各条項の到達状況、実際の取組、課題及び今後の改善方向を整理
評価区分	A：達成できている／B：できている（更なる努力を要する）／C：できていない（検討を要する）／－：評価対象外

## 検証会議の開催状況と審議内容

会議	開催日	審議内容
第1回	令和7年 8月29日	第2条
第2回	令和7年 9月 2日	第3条
第3回	令和7年 9月11日	第4条及び第5条
第4回	令和7年 9月24日	第6条及び第7条第1項
第5回	令和7年10月20日	第7条第2項から第9条
第6回	令和7年11月21日	前半の振り返り、会派からの意見を反映
第7回	令和7年11月28日	第10条
第8回	令和7年12月 2日	第11条及び第12条
第9回	令和7年12月11日	第13条
第10回	令和7年12月15日	第14条及び第15条第1項
第11回	令和7年12月18日	第15条第2項から第17条
第12回	令和8年 1月20日	第18条及び第19条第1項
第13回	令和8年 1月21日	第19条第2項及び第20条
第14回	令和8年 2月18日	第21条から第23条
第15回	令和8年 3月 4日	会派からの意見を反映、条文ごとに活動の評価づけ
第16回	令和8年 3月11日	条文ごとに活動の評価づけ
第17回	令和8年 3月19日	会派からの意見を反映、議会活動の課題分析

### 【3. 検証の結果】

全 37 項目について整理した結果、A 評価が 4 項目、B 評価が 23 項目、C 評価が 9 項目、評価対象外が 1 項目であった。（別紙 見附市議会基本条例に沿った議会活動の検証 チェックシート）

A 評価	B 評価	C 評価	評価対象外
4 項目	23 項目	9 項目	1 項目

#### (1) 主な成果

- 委員会活動の面では、年間政策サイクルにおける重要課題の設定、視察前の勉強会・視察後の反省会、定例会前の議案研究、寄附採納施設の改修に対する修正案・附帯決議の提出など、委員会中心主義の実践が進められた。
- 議長の議事運営、議長・副議長選挙における所信表明の実施、専門家を招いた議員研修、政務活動費の適正執行については、比較的高い達成状況が確認された。

#### (2) 主な課題

- 条文第 2 条 2 項の災害時の議会機能維持については、災害時行動計画（議会 BCP）の整備、発災からの時系列整理、災害の種類ごとの対応の明文化、オンライン活用、執行部防災本部に対する議員の役割整理が求められる。
- 条文第 3 条 2 項、第 16 条、第 17 条にかかる委員会の政策提案機能や立法機能については、市民等の意見収集や一般質問力の強化、参考人制度・公聴会制度の活用、有識者の見解の取り入れなどを行う必要が求められる。また、第 16 条各号に掲げる審査 7 項目の確認や審査を深める仕組みづくりを整え、最終的には議員発議による予算修正案や条例案の提出に向けた政策法務の強化が課題である。
- 条文第 6 条第 2 項、第 10 条第 3 項にかかる会派間討議や議員間討議については、会派間や議員間での情報の共有を積極的に行い、いまある年間政策サイクルにおいても討議し、論点整理や合意形成のルールを明確にしていく必要がある。
- 条文第 23 条における、条例の見直し手続については、会議規則や先例の点検、基本条例の定期的な見直し時期・手順の明確化が今後の課題である。

#### 【4. 検証結果の公表】

本委員会における検証結果については、市民に対する説明責任を果たす観点から、市議会ホームページ、議会だよりや SNS 等を通じて周知を図るものとする。

#### 【5. 今後の対応】

今回の検証では、多くの項目において B 評価または C 評価が示される結果となった。

今後は評価が B、C 評価となった項目から優先的に取り組むべき 4 項目を課題として位置づけ、議会活動のさらなる充実・強化を推進していく。

また、今回の検証結果を踏まえると、運用面の改善により対応可能な事項がある一方で、改選後の新たな議会体制の下で見直しを要する事項や、議会としての体制強化を図る必要がある事項も認められる。さらに、一部には条例の趣旨や実態との整合を図る観点から、条文の見直しを含めて検討を要するものもあると考えられる。

このため、今後の議会運営委員会においては、優先課題への対応を進めるとともに、改選後に必要な見直しが速やかに行えるよう、関係事例の調査研究その他必要な検討を進め、議会基本条例に基づく議会活動の一層の充実につなげていくものとする。

#### 【6. むすびに】

今回の検証により、見附市議会におけるこれまでの取組の成果と、今後さらに力を入れるべき課題が明らかになった。特に、常任委員会の年間政策サイクルの確立においては一定の成果が見られた一方で、政策立案・提言、立法機能、災害時対応、条例見直し手続の明確化など、議会として一体的に取り組むべき課題が確認された。

議会基本条例は、議会及び議員が市民に対する責任を果たすための基本となるものである。今回の検証結果を全議員で共有し、改善を具体の行動に移していくことにより、市民により身近で信頼される議会を目指して不断の議会改革を進めていく必要がある。

今後は、本報告書に示した課題を踏まえ、継続的な検証と見直しを行いながら、条例の理念が実際の議会活動に着実に反映されるよう努めるものとする。

## 見附市議会基本条例に沿った議会活動の検証 チェックシート

<評価の見方> 令和6年度の議会活動に対して

A:達成できている B:できている(更なる努力を要する) C:できていない(検討を要する) -:評価の対象としない

条文		評価	何をやったら、達成したことになるか	実際に行った活動	足りていない活動課題
第2章 議会及び議員の 活動原則	議会活動原則	B	(1)市民参加、市民からの意見聴取	(1)市民アンケート(議員定数) 意見交換会(地域コミュニティ) 要望聴取(本町3丁目火災の被災者、いこいの家今町荘の利用者) 小学生向け議会体験会(わくわく体験塾)	(1)議会報告会、行政課題を整理して発信する議会発のパブリックコメント、「議会への手紙」の仕組みと返事 より多くの資料公開(政務活動費の領収書等) 中継配信する会議の拡大(議員協議会も)
	第2条		(2)議会ルール、議会基本条例を含む条例等の継続的な見直し	(2)議員定数条例、委員会条例・会議規則(オンライン出席)の改正 一般質問を3日制に延長、執行部の自席答弁の導入、一般質問通告や討論の締切の申合せ	(2)継続的な見直しの仕組みの構築(期限、時期、回数等の明文化)
	2 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。	C	災害時の議会機能の維持	能登半島地震時の議員の行動 漏電により庁舎が丸一日停電	(3)議会ごとにトピックス、争点を明示して、市民の関心を高めること 会派や委員会の代表質問を導入
委員会活動原則	第3条	B	委員会中心主義、委員会発の活動 ニーズ汲み上げ、テーマ設定、論旨を明確にした審査	<b>議会改革調査特別委員会</b> 議員定数について審議 分科会・ワーキングチームで役割分担	市民や団体からの意見聴取 課題の掘り下げ 学識経験者の活用 年間活動サイクルの枠組み
	1 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会(議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)の適切な運営により機動力を高めなければならない。		C	政策提案、専門性の発揮	<b>常任委員会</b> 年間重要課題を設定 視察前の勉強会・視察後の反省会 定例会前の議案研究 寄附採納施設の改修に対して修正案・附帯決議を提出 委員会代表質問の試行
	2 委員会は、その専門性を十分に活用し、政策提案に努めなければならない。			執行部への要望書 ・農業収入減収対策 ・本町3丁目火災の被災者支援 ・地域力創造事業の進め方 ・進出企業支援策の検討	

第2章 議会及び議員の 活動原則	議員の活動原則	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に理解し、議員相互の自由かつ適な討議を重んじること。</p> <p>(2) 市政全般について、課題別及び地域別等の市民の意見を的確に把握するとともに、自らの能力を高める努力をし、市民の負託に応えること。</p> <p>(3) 特定の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。</p>	B	<p>(1)議員間討議による合意形成</p> <p>(2)議員研修、市民意見の把握</p> <p>(3)中立公正な偏らない立場</p>	<p>(1)討論に先立つ論点の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附採納施設の改修</li> <li>・議員報酬の増額</li> <li>・地域力創造事業の進め方</li> </ul> <p>(2)新潟大学・宍戸教授を招いた議会研修会、政務活動費を使った個人研修行政視察前の事前勉強会の開催 老人いこいの家今町荘の風呂の中止について、市民と対話し地元理解に努める</p> <p>(3)特定の市民のためではなく、全体の奉仕者として活動</p>	<p>(1)年間サイクルと絡め、定期的な討議の場を設けること 議員間討議のルールづくり</p> <p>(2)自己研鑽 専門家を交えた財政状況の診断 市民ニーズの受け止め、掘り下げ</p> <p>(3)利益誘導と捉えられかねない発言を注意</p>	
	議長の責務	第5条	<p>1 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p>	A	<p>議会の品位保持、公平中立な議長判断 効率的な議事運営</p>	<p>入手した情報の速やかな共有、会派代表者会議による協議 議事運営で議題外や所管外の発言を止める。一般質問制限時間3分前のチャイムを導入</p>	
			<p>2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、法第101条第5項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。</p> <p>4 法第101条第3項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、同条第6項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。</p> <p>5 法に定める事項のほか、詳細については別に定める。</p>	—	<p>2 臨時会の招集請求 3～5</p>	<p>該当する緊急案件の該当なし (議長等の中間改選に伴う臨時会の招集請求)</p>	
会派	第6条	<p>1 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。</p>	B	<p>会派の機能、役割を果たすこと 理念と政策を共有、会派内での議員間討議</p>	<p>会派の会合(月1～2回)を通じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の共有(今町荘休止に関する町の声を拾う。請願の取次ぎをする)</li> <li>・施策、議案の話合い</li> <li>・研修や調査を共同で行う。</li> </ul>	<p>会派持ち帰りの機能不全 会派代表質問の採用</p>	
		<p>2 会派は、政策の立案、提言、決定等に際しては、会派間で自由な討議と調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>	C	<p>会派間での議員間討議、会派中心主義 会派からの政策提言</p>	<p>会派代表者会議の開催(令和6年の実績、正規の会議3回、打合せ9回) 会派間協議を通じた政策提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町3丁目火災の支援策</li> <li>・寄附採納施設改修に関する附帯決議</li> </ul>	<p>会派代表者会議の定期開催 政策提言、資料請求につながる協議</p>	

第3章 議会の体制強化	議会運営	第7条	1 議会は、民主的かつ効率的に議会運営を行わなければならない。	B	民主的：議員間討議、熟議、最後には多数決で決める 効率的：会派や委員会が議員個人の意見を集約し代弁、議事日程や議事進行の効率化 ときに対立する2つのバランスを取る。	議事進行の整理（発言停止、時間厳守） 議事ルールの整備と合意 一議事一議題	一般質問の時間配分、通告書の見直し
		第7条	2 議会は、法第103条第1項の規定による議長及び副議長の選挙を行うときは、就任を希望する者に対し所信を表明できる機会を設け、その過程を明らかにするものとする。	A	改選時の所信表明の実施	議長で3人、副議長で4人と活発に実施	所信表明に対する質疑 所信表明を本会議でやることの是非 この人に投票した理由を匿名で公開 公約を守る議員の協力体制
	自由討議による合意形成	第8条	議長又は委員長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に、議会又は委員会を運営しなければならない。	B	十分な議員間討議によって、議論を深め納得を得る。 説明→質疑→討議→討論→採決の流れ	議案についてのR6の討論は計6回 寄附採納施設改修の修正案と附帯決議について、議員間討議で合意形成を図った	水面下・非公開の場で討議している。討議の公式化・制度化
			2 議会は、本会議のほか、委員会及び議員協議会並びに会派代表者会議(以下「諸会議」という。)において、議員、委員会及び市長が提出する議案等の審査及び採決に当たっては、議員個々の自由な討議と自己責任を尊重し、議員相互間で討議をし尽くして合意形成に努めるとともに、その過程及び結果について、市民に分かりやす	B	討議を通じて合意形成し、その内容を市民に説明すること。	論点整理や合意形成の場として、常任委員会協議会を活性化 インスタグラムで、会議で議論されたこと、論点を速報（議会だよりだと2か月遅れに）	議会報告会で活動を説明
	議会事務局の体制整備	第9条	議会は、議会及び議員の政策形成・立案能力を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化するものとする。	B	事務局の機能強化	法務関係ウェブサービスの導入（官報、事務要覧）	事務局に期待する役割の明確化 委員会や会派付き担当職員の指定 局員数の増員
	議員研修の充実強化	第10条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。	B	議員研修による政策立案能力の向上、議会の役割の認識	直面した課題について、事務局によるミニ研修（決案審議の観点、請願陳情の仕組み、附帯決議）	研修計画の協議（年間サイクル、4年任期サイクルを踏まえて） 改選後の先輩から新人へのコーチング
			2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。	A	専門家・有識者の活用	全国都道府県議長会・鶴沼さんや新潟大学・戸冢教授を招いた研修会 農業法人・保坂さんの講演	先進地の議会（議会改革度ランキング上位の市）から学ぶ
			3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機能の発揮に努めるものとする。	C	条例や意見書の発議による立法機能の発揮	一般質問や意見書採択を通じて、条例制定を促した（障がい者差別解消条例、手話言語条例）	条例発議の実績なし（高い目標） 政策法務の研修（ニーズ・立法事実の把握→課題の特定→政策への落とし込み）
	議会図書室	第11条	議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。	B	図書室の充実	Webサービス（官報閲覧、GOVガイド、コンシェルジュデスク）の導入	AIアシスタントの活用 議員協議会等の会議録のデータベース化
	議会広報の充実	第12条	議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。	B	議会独自の情報発信（結果ではなく、審議の経過や論点について発信）	公共施設最適化の課題に関する特集記事、議員定数や寄附採納施設の討論の趣旨を伝える記事	議会だより誌面改革、広報公聴を担う組織の強化
			2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活	B	多様な広報手段、ICTを活用した発信	議会インスタグラム、市公式LINEの導入	動画（Youtube等）を使った発信

第4章 市民参加及び市民との協働	市民参加及び市民との協働	第13条	議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	B	情報公開（会議の様子だけでなく、会議の経過と結果、会議資料） 説明責任（審議の過程、どうしてその結論になったか？）	中継（本会議、常任委員会の様子） 議会だより（一般質問、討論、賛否の数） インスタグラム（質疑、論点の紹介） 議会報告会R7	上程前の議案の公開、重要と考える議案に☆印を付す 議員協議会資料の公開 予算・決算審議の報告 議会ならではの視点で説明
			2 議会は、本会議及び諸会議を会期中又は閉会中を問わず、原則として公開とする。	B	会議傍聴の原則公開	会議はほぼ公開している	非公開とした理由の説明 議員協議会の中継
	専門的知見の活用及び意見の聴取	第14条	議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、専門的又は政策的知見等を議会の討議に反映させるものとする。	C	参考人制度、公聴会制度を活用し、審議に反映	R3の議員倫理審査会で参考人を招致	重要な案件で参考人制度を活用すること（選択肢として念頭に置く）
			2 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提案者の意見聴取を行う機会を設けることができる。	B	請願陳情者からの意見聴取	実績なし	意見を述べる機会があることを請願者に告知する
			3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、自らの政策立案能力の強化や政策提案の拡大を図るものとする。	B	市民との意見交換の場	意見交換会（R5コミュニティセンター長、R6新町3丁目火災の被災者、いこいの家今町荘の利用者、R7常任委員会ごとの意見交換会）	必要を感じたときに、すぐに現場に行くこと 年間サイクルを通じて、意見を政策提案につなげること
第5章 議員と市長等との関係	議員と市長等との関係	第15条	議会審議における議員と市長及び執行機関職員(以下「市長等」という。)との関係は、対等な緊張関係の保持に努めるものとする。	B	二元代表制により議会に与えられた権限の行使、忖度なく市長と議論を深めること	厳しい質問を行い、真摯な対応を求めた	追認、監視→提案し、約束を守らせる議会へ
			2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、市政上の論点及び争点を広く市民に対して明確にするため、原則として一問一答の方式で行う。	B	論点及び争点を広く市民に明確にするため、一問一答方式で質疑応答	本会議・委員会で一問一答の実施 総務文教委員会協議会で論点整理	論点整理シートの活用（例：柏崎市） 通告書を簡条書きにすることで解りやすくする（例：長岡市） 議論に必要な資料の事前請求、一般質問で議論を深めるための執行部との事前打合せの仕組みづくり（例：長岡市、上越市）
			3 議長又は委員長から本会議及び諸会議への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため反問をすることができる。	B	反問権行使を受止め、円滑に実施	実績なし	反問権制度に対する理解の深化 反問権行使を促すための議事進行の実施（議長：「それは反問ですか？」） 前提として趣旨が伝わる質問を行うこと
	政策等の形成過程の説明請求	第16条	議会は、市長から政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)の提案があったときは、当該政策等の形成過程を明らかにし、議会審議を深め、政策の水準を高めるため、次に掲げる事項について、市長に説明を求めるものとする。 (1) 政策等の提案事由 (2) 評価結果との関連 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較 (4) 総合計画との整合性 (5) 市民参画の有無と実施計画 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算	C	政策水準を高めるため、7項目の説明を市長に求める	7項目全てを満たす訳ではないが、状況に応じて必要な項目について質問	7項目のチェックシートの作成 7項目の説明を受けられているか確認し、必要に応じて説明を求めること

	予算及び決算の審査	第17条	議会は、予算及び決算の審査に当たっては、市長等に対して、前条に準じて説明を求め、立案又は執行における論点又は争点を明確にし、執行後の政策評価に資する審査に努めなければならない。	C	7項目を前提に政策評価に資する審議を行う	委員会での論点整理 一般質問を通じて提案した政策・事業の採用実績（補聴器補助の年齢制限撤廃、アントレプレナーシップ教育の採用）	7項目を踏まえた予算・決算の議論、委員会での課題の深掘り 事業評価チェックシートの作成・活用（例：岐阜県可児市） 費用対効果の確認、事業開始・中間・最終段階でのKPIの確認
第6章 政務活動費	政務活動費の執行及び公開	第18条	議員は、政策の立案又は提案を行うための調査研究その他の活動に資するため交付された政務活動費の執行に当たっては、見附市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年見附市条例第1号)を遵守しなければならない。	A	交付条例の遵守	適正な収支報告、適正な用途	運用基準の理解と見直し 活動成果の評価と共有 会派支給制の見直し
第7章 議員の定数及び待遇並びに政治倫理	議員定数及び議員報酬	第19条	議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとする。	B	客観的判断材料、議員の自己評価、市民意見の聴取に基づいた議論	定数：議会改革調査特別委員会の調査活動、市民アンケート 報酬：同規模自治体の調査	市民への活動アピール 議員・議会の通信簿 報酬に関する議会内部での議論
			2 議員定数及び議員報酬に関する条例の改正議案は、市民の直接請求及び市長からの提案を除き、改正理由の説明を付して必ず委員会又は議員が提案するものとする。	B	定数・報酬に関する事項は、原則、議会自らが提案	定数：議会から2名減を発議 報酬：同じ規模、財政状況の市の資料を収集	適正な定数・報酬額の継続的な検討 報酬について議論できる場
	議員の政治倫理	第20条	議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。	B	議員倫理基準の遵守	倫理審査会の対象案件なし	倫理条例の読み込み、新人研修
第8章 最高規範性及び見直し手続	最高規範性	第21条	この条例は、議会の最高規範であって、議会は、この条例に反する議会関係条例等を制定してはならない。	B	基本条例に反した取り決めがないことの検証	なし（ルールの検証は未着手）	例規集と先例集のチェック（基本条例に反する要素がないか）
	議会及び議員の責務	第22条	議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営することにより、市民を代表する合議制の議決機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。	C	基本条例の遵守 合議制の議決機関として存在感を示す	なし（政策提言、議会の意思を政策に反映）	常任委員会の活動を中心に政策提言を行う。政策立案能力の向上。チームを意識し、機関として動けるように。
	見直し手続	第23条	議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行うものとする。	C	基本条例を見直す活動	なし（基本条例改正の議論はこれから）	見直しを定期的に行うことを条例に明記する。